

質問及び回答

受付日時	令和5年4月28日
質問内容及び回答	<p>No.1 「別紙1 第11節2」について 警防本部機器の設置作業費は本事業に含まず、別途契約される令和7年度保守業務に含まれると認識しておりますが相違ないでしょうか。</p> <p>≪回答≫ お見込みのとおり。</p> <p>No.2 「別紙1 第11節2」について 警防本部設置の機器は令和7年秋以降の作業とのことですが、令和7年3月末に機器の引き渡しが完了します。引渡し後は消防様にて機器の保管場所を準備されるとの認識で相違はないでしょうか。</p> <p>≪回答≫ お見込みのとおり。</p> <p>No.3 「別紙1-2 ③ No1」について 常時表示したい映像ソースはございますでしょうか。</p> <p>≪回答≫ 常時表示したい映像は全車両一覧（「別紙1-2 表示盤-7」）である。その他の表示映像については、画面切替により確認が出来れば可。</p> <p>No.4 「別紙1-2 ③ No40」について 既設システムに高所カメラはございませんが別途事業で導入をご予定でしょうか。導入される場合、映像の入力ソースは何系統かご教示頂けますでしょうか。</p> <p>≪回答≫ 現時点では、具体的に導入を予定している映像の入力ソースは無いが、将来的に少なくとも4チャンネル程度の空きを確保することを求めている。（「表示盤-58」に記載）</p> <p>No.5 「別紙1-2 ⑥ No42」について</p>

天気の判断は①雨、②晴れまたは曇り の 2 パターンを想定しておりますが、相違ないでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.6 「別紙 1-2 ⑥ No41」について

気象情報収集装置の機器一覧に積雪計がございません。雪の計測情報は別途調達される想定で相違ないでしょうか。

《回答》

本調達に含まれる。

No.7 「様式 8 ⑱ No14」について

現在、貴局ホームページに「お問い合わせ」のリンクがございますが、本リンクからの年間問合せ数をご教示ください。また、今後の年間問合せ想定数をご教示ください。

《回答》

契約後に開示するが、極端に多い件数では無い。

No.8 「様式 8 ⑱ No14」について

スマホサイトはレスポンス想定です。携帯サイトとスマホサイトがあるが、携帯サイトはリニューアルを機に廃止(レスポンス対応)でよいでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.9 「様式 8 ⑱ No14」について

ホームページの 1 日あたりの更新頻度をご教示ください(1 日に 5 ページ更新等)

《回答》

指令システムから自動反映しているページを除けば、日次で更新していない。

No.10 「様式 8 ⑱ No14」について

ホームページの内容を更新する人数は、別紙 1 2 (1)に記載の貴局職員約 405 人中、何名程度でしょうか。

《回答》

1 名(消防局総務課担当者)である。

No.11 「別紙 1-2 ① No641」について

NTT タウンページのデータ範囲は管轄内で項目の内容は全項目で相違ないでしょうか。

《回答》

お見込みのとおり。

No.12 「別紙 1-2 ① No713」について

その他別記地図とは、住宅地図に添付されている別記情報（集合住宅などの表札情報）と想定していますが、相違ないでしょうか。

《回答》

お見込みのとおり。

No.13 「別紙 1-2 ① No46」について

折り返し機能については、光 IP の仕様に準拠した方式での実現を想定していますが相違はございませんでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.14 「別紙 1-2 ① No49」について

当社仕様では、先の対応のほか、コールバック回線を利用して折り返し発信することも可能です。いずれの方法で実現すべきかについては受注後の調整と考えておりますが問題ないでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.15 「別紙 1-2 ① No113」について

将来的な INS サービスの終了を鑑みて光 IP 回線での提案を考えております。問題ないでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.16 「別紙 1-2 ① No121」について

デジタル無線が 別紙 1 図表 3-10 回線構成表 にございませんが誤記でしょうか。

《回答》

誤記。正しくは以下のとおり。

デジタル無線回線 実装 22

(内訳)

消防局 10ch

芥子坊主 8ch

麻績 4ch

No.17 「別紙 1-2 ① No152」について

NTT の着信専用回線が終息するため、光 IP に準拠した回線の整備でのご対応と考えておりますが認識に相違はございませんでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.18 「第 3 章 第 2 節 12」について

図表 3-10 回線構成表内の『No.5 専用線』及び『No.8 内線』の具体的回線名、接続先をお教え下さい。又、『No.15 業務用 F A X 回線』とは F A X 1 1 9 を指しますか。

《回答》

No.5 専用線については 8 回線は誤記であり、正しくは 3 回線。接続先内訳は中部電力、松本ガス、松本城。No.8 内線の接続先は事務用内線。No.15 業務用 FAX 回線は、複合機を指す。

No.19 「第 4 章 第 5 節 2(3)」について

MDFでのジャンパー作業・確認試験は、各納入機器メーカー側作業という認識でよろしいでしょうか

《回答》

認識のとおりで問題無い。本調達に関する機器等のジャンパー作業・確認試験は本業務の受託者にて実施する。

No.20 「第 4 章 第 5 節 2(4)イ、2(5)」について

2-(4)-イ電源装置

『期間中のみ、当消防局が別途非常用自家発電設備をレンタルする予定である。』

2-(5)分電盤工事

『本システムと現行システムの並行運用を実施する際に、電源容量が不足する場合は、受託者にて自家発電の増設や分電盤の追加設置等必要な工事を行うこと。』とありますが、

庁舎改修 第1期電気設備工事_図面上記載の100kVAの発電機を新指令システム用として使用させて頂くことでよろしいでしょうか

《回答》

お見込みのとおり。

No.21 「第4章 第5節 6」について

『既設MDFについては、新機械室に移設するものとし、それに伴う必要な配線工事は受託者が行うこと。

ただし、現行システム以外の設備についても含まれているが、当消防局から必要な情報は提供するものとし、工事内容については、協議の上調整すること。』

とありますが、以下の点についてご教授下さい。

- ・既設の設備で移設が必要な機器があるという理解でよろしいでしょうか。

- ・現行システム以外の設備とは具体的にどのようなシステムですか

- ・新機械室（4階）へのNTTの引き込み配管・配線ルートは建築工事にて準備してもらえという認識でよろしいでしょうか

《回答》

4階への移設は別契約にて実施するため、原則対象機器は発生しないと想定している。但し、「別紙2 提案書作成要領」の「2.(4)」記載事項を留意すること。

新機械室（4階）へのNTTの引き込み配管・配線ルートは建築工事にて実施するものという認識で相違無い。

No.22 「第4章 第5節 10(2)」について

『不要機等の処理に廃棄物等の混入が無いように配慮すること』とありますが、消防局様資産（装置）と受託者資産（工事廃材）の混入がないことの意味でよろしいでしょうか

また、『(3)廃棄物（当消防局資産）においては・・・当消防局の支援すること』とありますが、支援内容は機器のハードデスクデータ消去作業を主として考えてよろしいでしょうか

《回答》

『不要機等の処理に廃棄物等の混入が無いように配慮すること』の記載の意図については問題無い。

廃棄物の処理についての支援内容は、当消防局の廃棄物の処理を行うことを本業務の範囲内に含む。

No.23 「第4章 第5節」について

署所のアスベスト対応について、厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署から令和3年4月施行と通達が出ておりますが、現時点で各消防署においてのアスベスト（レベル1、2、3）の有無等状況をご教授下さい。また、レベル1・2に該当する署所は存在しないという想定でよろしいでしょうか。

《回答》

本委託業務における工事範囲においては、アスベスト含有建材の有無の調査を本業務受託者にて実施すること。

No.24 「第4章 第5節 12」について

耐荷重処置証明については、全体的な設置レイアウト（CVCF 2t超、直流電源1.5t等）を含めて検討となる為、協議の上、レイアウトを決めてから荷重検討と考えますが、よろしいでしょうか

《回答》

耐荷重処置証明書について、提案時に提出する必要は無いが、提案時におけるレイアウト作成時も、耐荷重を考慮すること。

No.25 「第4章 第7節 1(5)エ」について

『現行システムの整備範囲外のシステム及び機器に関する3階指令室及び機械室から4階新指令室及び新機械室への移設は別途当消防局に移設を行う。但し、当消防局の指示のあるものについては受託者の責任で移設を行うこと』

と有りますが、保守の観点より、移設に伴い不具合発生の可能性のある機器については、移設の対象外と考えておりますが、指示のあるものとは具体的にどのような機器を想定されているか、ご教示ください。

《回答》

4階への移設は別契約にて実施するため、原則対象機器は発生しないと想定している。但し、「別紙2 提案書作成要領」の「2.(4)」記載事項を留意すること。

No.26 「第4章 第7節 1(5)カ」について

『既設庁内 LAN 交換機とのインタフェースは既存と同様に 0D 回線にて接続するものとし、庁内 LAN 交換機事業者との分界点は、0D 回線を配線した MDF までとする。・・・庁内 LAN 側の確認試験は含まないものとする』とありますが、接続方式について、受注後の設備調査等により既設設備の負担がない方式（内線回路、局線回路による受け渡しなど）がある場合は、それに合わせて導入するべきと考えます。原則的には既設設備の現行の接続方式に従う必要がある想定でおりますが、相違ないでしょうか。また、接続に関する MDF のジャンパー作業を含む確認試験については、既存工事業者にて行うものでよろしいでしょうか。

《回答》

接続方式については、認識のとおりで問題無い。本調達に関する機器等のジャンパー作業・確認試験は本業務の受託者にて実施する。

No.27 「別紙 7_01_建築 T-01 特記仕様書 I-4」について

※『既存棟の床は、ボイドスラブ構造となっており、アンカー打ち込み等行う場合は、協議を行う事』とあります。本工事では機器の据付時にアンカーボルト打ち込みを行います。穿孔時の制限（位置、深さなど）についてご教授ください。

《回答》

深さについては 50mm である。

No.28 「別紙 7_01_建築 T-05、A-06、A-07 9 環境配慮改修工事」について

『1 アスベスト含有分析調査』『2 アスベスト含有建材の処理』とありますが、アスベスト除去（レベル 1,2,3）を建築工事にて先行で実施された後に本工事を行う認識でよろしいでしょうか。

《回答》

本委託業務における工事範囲においてアスベスト除去が必要な場合は、本業務受託者にて実施すること。

No.29 「別紙 5 No45」について

『【指令室のレイアウト】① 78 m²程度（8.9m×8.8m程度、詳細は「別紙 1-7 図」』の記載及び、『【通信機械室のレイアウト】① 42 m²程度（6.8m×6.2m程度、詳細は「別紙 1-7 図」』と記

載がありますが、別紙1-7図とは、別紙7に含まれる図面を参考とするという認識でよろしいでしょうか。

《回答》

お見込みのとおり。

No.30 「別紙1-2 ① No204」について

”受託後に当消防局と協議”との記載がありますが、本記載は、現行の運用で実現できている機能のレベルを維持するため、別途協議により情報提供いただけるとの意味と理解しています。調達仕様書の記載から読み取ることが困難な追加機能やご要望事項が別途発生するという意味ではないと理解しておりますが相違ないでしょうか。

別紙1-2 機能一覧に出てくる”当消防局と協議”の記載はいずれも同様と理解しております。

《回答》

問題無い。但し、「別紙2 提案書作成要領」の「2.(4)」記載事項を留意すること。

No.31 「別紙1-2 ① No233」について

当社システムの基本機能として対応可能ですが、緊急通報システム側の仕様により、場合によりカスタマイズが必要と思われます。現時点で接続を想定されるシステムが明確であれば、インターフェイス情報をご教示ください。

《回答》

緊急通報サービス HELPNET との接続を想定している。IF情報は契約後に開示する。

No.32 「別紙1-2 ① No313」について

テナントデータとは、別で記載のあるタウンページデータ相当のものと想定しておりますが、相違ないでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.33 「別紙1-2 ① No433」について

本記載は、現行運用のレベルを維持するために必要な編成機能のことを指し、仕様書からの読み取りが困難で、現行の運用としても

存在しない機能を別途追加することを指すものではないと理解しておりますが、相違ないでしょうか。

《回答》

問題無い。但し、「別紙 2 提案書作成要領」の「2.(4)」記載事項を留意すること。

No.34 「別紙 1-2 ① No456」について

当社システムでは、通常 編成、編成解除、再編成 の操作を行えば、編成解除時に一度予告可能状態が解除され、再編成時にあらためて予告可能状態となります。本機能で機能要件を満たさずでしょうか。

※なお、予告指令は 1 事案につき一度となってるため、上記の初回編成時に予告を行ってれば、再編成時には予告指令はされません。

《回答》

問題無い。

No.35 「別紙 1-2 ⑨ No6」について

詳細は受託後に当消防局の要望に従うこと。との記載がありますが、各種文言の読み方、イントネーションの調整時に当社がメンテナンスのサポートを行うという意味と理解しておりますが相違ないでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.36 「別紙 1-2 ⑩ No72」について

本記載では、無線 LAN エリア内であっても、公衆網を使った通信を行うように読み取れます。当社システムでは、公衆網でのパケット利用量を節約できるよう提案したいと考えますが、問題ないでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.37 「別紙 1-2 ⑩ No86」について

オンオフ機能は、保守員のみが操作できる内部設定としての実装でも問題ないでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.38 「別紙 1-2 ⑩ No144」について

デジタル無線更新時には、デジタル無線設備の受注者が本調達で整備されたシステムの仕様に合わせて接続を行うことになると想定していますが、相違ないでしょうか。

また、その際に発生する、指令システム側の調整試験費等は本調達の範囲外との認識で問題ないでしょうか。

《回答》

「デジタル無線更新時には、デジタル無線設備の受注者が本調達で整備されたシステムの仕様に合わせて接続を行うことになる」については、認識のとおりで問題無い。

指令システム側の調整試験費等は本調達の範囲外ではあるが、調整試験費はデジタル無線設備の更新を予定している令和 11 年度の保守費に計上すること。

No.39 「別紙 1-2 ⑰ No22」について

ブラウザのみの実現で実現が困難な一部の機能については別途アプリによる実現も検討したいと考えますが、問題ないでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.40 「別紙 1-7 ※ 本資料に記載の帳票は前回の現行システムへの更新時に作成した帳票をもとに現時点で想定している帳票であり、本システムでの正確な帳票とは異なる。」について

現在までの運用で、帳票の増減や変更が発生しているため、現行運用のレベルを維持するための増減、変更対応があるという意味と理解をしました。

現行運用でも利用されていない帳票が別途大きく増えるという意味ではないと想定しますが相違ないでしょうか。

《回答》

問題無い。但し、「別紙 2 提案書作成要領」の「2.(4)」記載事項を留意すること。

No.41 「別紙 1-2 ⑱ 各種帳票・明細書関係の記載」について

本資料に帳票の記載がありますが、別紙 1-7 に記載の通りと理解しています。

” ※ 本資料に記載の帳票は前回の現行システムへの更新時に作成した帳票をもとに現時点で想定している帳票であり、本システムでの正確な帳票とは異なる。”

これら帳票は参考情報であり、現行の運用レベルに合わせた変更対応が必要と想定しておりますが、相違ないでしょうか。

《回答》

お見込みのとおり。別紙 1-7 帳票一覧に「本資料に記載の帳票は前回の現行システムへの更新時に作成した帳票をもとに現時点で想定している帳票であり、本システムでの正確な帳票とは異なる。」とあるとおり、参考程度の資料であるため、厳密なものではなく、必要な帳票等は受託後の詳細協議を想定している。

No.42 「別紙 1-2 ⑩ 突合チェック機能について」について

本資料に記載のある突合チェック機能について、現行の運用で実現されている機能レベルが維持されるよう、各入力画面にチェック機能を設けることでの対応を想定しておりますが問題ないでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.43 「別紙 1-2 ⑩ No30」について

地図機能として、配置図の書き込み等ができ、作成した画像をファイルとして関連付けできます。本機能で要件を満たしておりますでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.44 「別紙 1-2 ⑩ No212」について

本記載にある、保安 3 法関係の各種帳票群や機能について具体的な記載がありません。当社システムの標準的な機能および帳票群での提供を想定しておりますが問題ないでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.45 「別紙 1-2 ⑩ No332」について

本記載は現行の運用が維持できるレベルでの制約機能の提供を指しており、今後打ち合わせの中で要件が追加されるものではないと理解しておりますが、問題ないでしょうか。

《回答》

問題無い。但し、「別紙 2 提案書作成要領」の「2.(4)」記載事項を留意すること。

No.46 「別紙 1-2 ⑩ No371」について

メモ機能により登録されたものは画面のハードコピーなども活用した印刷機能の提供を想定しておりますが問題ないでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.47 「別紙 1-2 ⑩ No386」について

当社システムではコードデータのメンテナンス機能は提供しておりますが、業務単位で機能を分けておりません。メンテナンス機能として 1 機能での提供となりますが許容いただけますでしょうか。機能レベルとして違いはございません。

《回答》

問題無い。

No.48 「別紙 1 第 3 章 第 2 節 10 (1)」について

指令システムのアプリケーションへの影響を考慮し、事前検証後、ウイルス定義パターンを適応する運用とさせていただきたいと考えますが、問題ないでしょうか。

《回答》

問題無い。但し、事前検証に要する期間、適用タイミング・頻度等は本業務受託後の SLA (サービスレベルアグリーメント) に関する協議で合意することとする。

No.49 「別紙 1-3 No7」について

レイアウト提案がありますので、指令室の部屋の大きさに合わせて指令台のサイズもご提案したいと考えますが、問題ないでしょうか。

《回答》

必要な資材一式が搭載可能であれば、問題無い。但し、記載の仕様より極端に大きい場合は不可とする。

No.50 「別紙 1-3 No7」について

当社システムの構成上、物理的なハードウェアは機器一覧に記載されている員数と異なる場合があります。仕様書記載相当以上の機能、性能を実現することを前提に許容いただけますでしょうか。

《回答》

問題無い。但し、「別紙 1-2 機能要件」他で実現を求める機能は、問題無く実現すること。

No.51 「別紙 5 No7」について

会議室等に設置されているプロジェクタの明るさは 4000lm 程です。新指令センターの明るさにもよりますが文字情報を表示する場合、4 分割表示でも 1 画面あたりのフル HD の解像度を保持、かつ最低でも明るさが 10000lm 以上の高性能なプロジェクタが必要と考えます。もしくは表示盤付近の明かりを落とすなどの対応が必須かと考えます。庁舎改修業者様にて表示盤付近の照明のみ消灯するような対応を実施頂くことは可能でしょうか。不可の場合は明るさが 10000lm 程度のプロジェクタは必須とのお考えでしょうか。

《回答》

表示盤の機器仕様については、指令室での視認性を含めて提案すること。明るさ等は本業務受託後の協議にて種々の条件を考慮のうえ、シミュレーションを実施し決定する。

No.52 「別紙 5 No12」について

現在行っている各種手続きについて、年間の件数をご教示ください。また、1 件当たりどのくらいのファイル数を想定しており、1 ファイルあたりの容量を概算で構わないのでご教示ください。想定するファイル種類（word 等）も合わせてご教示ください。

《回答》

現時点の各種手続きの届出件数は「別紙 1 調達仕様書」の「図表 1-4 処理件数」のとおりであるが、電子申請での申請受付の年間見込み数については、申請者の動向によるため、回答は困難である。

また、1 件あたりのファイル数や容量、ファイル種類についても、多種多様であり定量回答は困難である。なお、図面等が添付される場合はファイル件数や容量が多くなる傾向にあるが、当初

は電子メール受領を想定していることから、極端に大容量にはならないと想定している。

No.53 「【公募型プロポーザル実施要綱】」について

プレゼンテーション会場には6名程度入室できると考えてよろしいでしょうか。

《回答》

問題無い。

No.54 「【別紙1 調達仕様書 21 ページ第2 節非機能要求】」について

10 情報セキュリティに関する事項の、情報セキュリティ対策要件でご指定されているア～カの規定をご提供いただきたくお願いします。内容に相違が無いことを確認するためです。

《回答》

イ及びエ～カについては、インターネット上で閲覧が可能なため、当該内容を確認すること。なお、ア及びウについては、契約後に開示する。

No.55 「【別紙1 調達仕様書 29 ページ第5 節工事】」について

6 仮設及び移設に「既設 MDF については、新機械室に移設するものとし、それに伴う必要な配線工事は受託者が行うこと。」と記載がありますが、既設 MDF の移設は別事業と考えてよろしいでしょうか。

《回答》

お見込みのとおり。

No.56 「【調達仕様書別紙1 30 ページ第5 節工事】」について

図表4-4 施工関係図一覧の6 耐荷重処置証明書に「新指令室：330kg/m²、新機械室：320kg/m²」と記載がありますが、床はフリーアクセスフロアでしょうか。フリーアクセスフロアの場合はフリーアクセス部材を加味した耐荷重と考えてよろしいでしょうか。

《回答》

床はフリーアクセスフロアであり、フリーアクセス部材を加味した耐荷重である。

No.57 「【別紙2 提案書作成要領】」について

スケジュール表など A3 版でご覧いただいたほうが評価される方が確認しやすいと考える内容があります。そのため、提案書に A3 版を差し込んでよろしいでしょうか。

《回答》

提案書については不可とする。但し、附属資料を作成する場合は、附属資料に A3 版を差し込むことは可とする。

No.58 「【様式8 機能適合証明書（機能要件） 指令装置-398】」について

消防様のメンテナンス性を考慮し、「分区」という同一の出動計画を持つ住所をグルーピングし、1つ1つの住所をメンテナンスする必要がない仕組みを準備し、これを住所に割り当てることで柔軟性を持たせることが可能です。こちらの方式でもよろしいでしょうか。

《回答》

「別紙1 調達仕様書」に記載する機能を満たせば、問題無い。

No.59 「【様式8 機能適合証明書（機能要件） 指令装置-713】」について

「e その他別記地図」とはどのような種類の地図を指しますでしょうか。また、その地図データは消防様よりご提供いただける認識でよろしかったでしょうか。

《回答》

ゼンリン住宅地図等に添付されている、ビルや集合住宅などの建物に入居している、事業所名、居住者名等の別記情報である。

No.60 「【様式8 機能適合証明書（機能要件） 指令伝送装置-38】」について

航空写真を搭載すると動作が遅くなる可能性があり推奨していません。実装の必要はありますでしょうか、確認させてください。

《回答》

実装の必要がある。また、動作が極端に遅くなることも認められない。

	<p>No.61 「【様式 8 機能適合証明書（機能要件）非常用通信指令システム-6】」について</p> <p>署落とし用電話機（アナログ電話機）は何台必要でしょうか。</p> <p>《回答》</p> <p>台数を含めて提案を求める。また、その台数の合理性についても提案を求める。</p> <p>No.62 「【様式 8 機能適合証明書（機能要件）出動車両運用管理装置-133】」について</p> <p>機能一覧に記載の「立寄設定」と「移動待機」は同じ内容を指しますでしょうか。異なる場合、「立寄設定」で実施する内容をご教示ください。</p> <p>《回答》</p> <p>立寄設定は、通常配置されている署所とは別の署所に署外活動等で立寄った際、立寄先署所で指令を受信出来るようにすることを目的としている。</p>
質問回答者	<p>〒399-0712 長野県松本市渚 1 丁目 7 番 12 号 松本広域消防局 通信指令課 上條 達月・秋山 哲・三村 俊樹・高橋 翔 電話：0263-25-6108 E-mail:shobo_tsushinshirei@m-kouiki.or.jp</p>